

## 福島県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 福島県は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和3年10月29日付け障発1029第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）別添3に規定する障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所等」という。）が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に要する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (交付の対象及び交付額)

第2条 交付の対象は、国実施要綱3（4）に規定する「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」（以下「事業」という。）を実施した福島県内に所在する施設・事業所等を運営する法人（以下「補助事業者」という。）とし、その額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

### (補助金の対象経費及び補助額)

第3条 補助金は、施設・事業所等が前条に定める事業を行う場合に要する経費のうち、別表に定める経費について補助するものとし、事業の合計支出額と知事が定めた額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

### (申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項及び第13条第1項に規定する申請書兼実績報告書は令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業）助成金申請書兼実績報告書（様式1）総括表によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。なお、領収書等の証拠書類の添付は省略するものとする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式2）
- (2) 事業所・施設別個票（様式3）
- (3) その他必要な書類

### (申請方法)

第5条 補助事業者は、前条の申請書等を、原則として福島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて知事に提出するものとする。

ただし、国保連に登録されている口座が債権譲渡されている補助事業者の場合は、知事に直接提出するものとする。

2 補助事業者は、事業の実施に要する経費が確定してから申請するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等)

第6条 補助事業者は、前条の提出を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第7条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の備品については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(決定の通知)

第9条 知事は、第4条の規定による交付申請の内容が適正であると認めた場合は、交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、申請の内容を修正し、又は必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付)

第10条 知事はこの要綱に定める補助金について次の方法により交付する。

- (1) 国保連を通じて交付する場合

第5条第1項第1号の規定により、国保連を通じて交付申請書の提出があった場合は、知事は、原則国保連を通じて施設・事業所等に精算払で交付する。

- (2) 県が直接交付する場合

第5条第1項第1号の規定により、知事に直接交付申請書の提出があった場合は、知事は、補助事業者に精算払で交付する。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式4）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿、領収証その他の書類（以下「会計帳簿等」という。）を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくとともに、知事等から求めがあった場合には、速やかに会計帳簿等を提出しなければならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
障害福祉サービス施設 ・事業所等における感染防止対策支援事業	国実施要綱による	令和3年10月1日から 12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用 ※ただし、備品はパーテーション及びパルスオキシメーターに限る。	10／10